

障害福祉計画の基本的な考え方

第1 障害福祉計画策定の趣旨等

1 障害者自立支援法

障害者基本法

障害者の自立及び社会参加の支援のための施策に関し、基本的理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにする。
施策の基本となる事項、施策の総合的かつ計画的推進

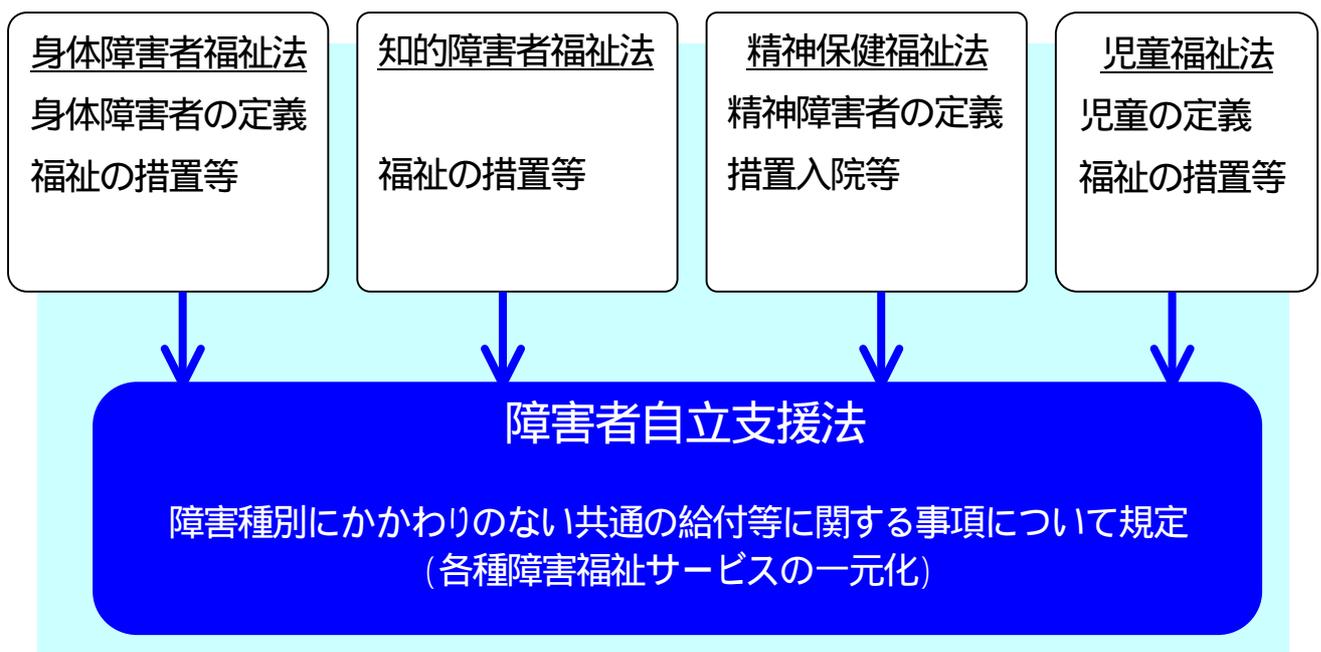
障害者計画の策定（障害者基本法9条）

第2次春日井市障害者計画（平成16年3月）

【基本理念】

- 1 ノーマライゼーション
- 2 リハビリテーション
- 3 共生社会（国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会）

障害者自立支援法と各法の関係



2 障害福祉計画の位置付け

障害者自立支援法第88条第1項に基づき、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス等を提供するための体制の確保が計画的に図られるようにするため、障害福祉計画を策定する必要がある。

3 障害福祉計画と障害者計画の関係

項目	障害福祉計画	障害者計画
根拠法令	障害者自立支援法	障害者基本法
計画の性格	福祉サービスの量と提供体制を確保するための計画 (実施計画的)	障害者のための施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画(基本計画的)
計画の期間	3年	10年
策定義務	義務	努力規定(平成19年4月1日から義務化)
計画の内容	<p>〔総論〕 計画の性格、期間等 基本理念等</p> <p>〔各論〕 平成23年度の目標値設定 障害福祉サービス・相談支援の必要量見込、確保方策 地域生活支援事業の実施に関する事項</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>障害福祉サービスに関する3年間の実施計画</p> </div>	<p>第2次春日井市障害者計画</p> <p>〔総論〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 計画の性格、期間等 2 基本理念、基本目標等 <p>〔各論〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 3 障害者推計 4 施策の体系 5 施策の推進 <p>生活環境の整備 在宅福祉サービスの充実 保健、医療、療育、教育の充実 就労と社会参加への支援の充実 障害者施策の総合的な推進</p>

第2 障害福祉計画の基本理念

市は、障害者等の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、障害福祉計画を作成することが必要である。

1 障害者等の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念の下、障害の種別、程度を問わず、障害者等が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、障害者等の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスの提供基盤の整備を進める。

2 市を主体とする仕組みと三障害の制度の一元化

障害福祉サービスに関し、市を実施主体とする仕組みにするとともに、従来、身体障害、知的障害、精神障害と障害種別ごとに分かれていた制度を一元化することにより、立ち後れている精神障害者などに対するサービスの充実を図る。

3 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備

障害者等の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供基盤を整えるとともに、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で非営利的に提供されるサービス）の提供など、地域の社会資源を最大限に活用し、基盤整備を進める。

第3 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

障害福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、障害福祉計画の基本理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、数値目標を設定し、計画的な整備を行う。

1 全国どこでも必要な訪問系サービスを保障

立ち後れている精神障害者などに対する訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害等包括支援をいう。）の充実を図り、全国どこでも必要な訪問系サービスを保障する。

2 希望する障害者に日中活動サービスを保障

小規模作業所利用者の法定サービスへの移行等を推進することにより、希望する障害者に適切な日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、児童デイサービス、短期入所及び地域活動支援センターをいう。以下同じ。）を保障する。

3 グループホーム等の充実を図り、施設入所・入院から地域生活への移行を推進

地域における居住の場としてのグループホーム・ケアホームの充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、施設入所・入院から地域生活への移行を進める。

4 福祉施設から一般就労への移行等を推進

就労移行支援事業等の推進により、福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場を拡大する。

第4 障害福祉計画の作成に関する基本的事項

1 作成に当たって留意すべき基本的事項

障害福祉計画の基本的理念を踏まえるとともに、次に掲げる点に配慮して作成を進めるものとする。

障害者等の参加	サービスを利用する障害者等のニーズを適切に把握するほか、障害者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずる。
地域社会の理解の促進	グループホーム等の設置などサービスの基盤整備に当たっては、障害及び障害者等に対する地域社会の理解が不可欠であり、障害福祉計画の作成に当たっては、障害者等をはじめ地域住民、企業など幅広く参加を求めるほか、啓発・広報活動を積極的に進める。
総合的な取組み	障害者等の地域生活への移行、就労支援などの推進に当たっては、障害保健福祉の観点からのみならず、雇用、教育、医療等の分野を超えた総合的な取組みが不可欠であり、公共職業安定所、養護学校等の行政機関、企業、医療機関等の関連する機関の参加を求め、数値目標の共有化、地域ネットワークの強化などを進める。

2 障害者施策推進協議会の開催

障害福祉計画の策定体制としては、幅広い関係者から構成される障害者施策推進協議会を開催し、調整審議を行うものとする。

3 障害者等のサービス利用実態及びニーズの把握

障害福祉サービスの必要量の見込みに当たり、障害者等の実情及びニーズを的確に把握するため、郵送によるアンケート調査、障害者関係団体等へのヒアリング等を行うものとする。

4 市民意見の反映

障害者等を含む市民の意見を反映させるため、障害者施策推進協議会の委員公募、協議会の会議公開を行うとともに、計画の中間段階の案を市民に公表し、市民の意見提出（パブリックコメント）を実施する。

第5 障害福祉計画において定める事項

(計画のイメージ)

- 1 計画の策定に当たって
 - 計画策定の背景と趣旨
 - 計画の性格、計画の期間等

- 2 計画の目標
 - 基本的理念
 - ア 障害者の自己決定と自己選択の尊重
 - イ 希望する障害者等に日中活動系サービスを保障
 - ウ グループホーム等の充実を図り、施設入所・入院から地域生活への移行を推進
 - エ 福祉施設から一般就労への移行等を推進
 - 基本目標等

- 3 平成23年度の目標値の設定
 - 入所施設の入所者の地域生活への移行
 - 入院中の精神障害者の地域生活への移行
 - 福祉施設から一般就労への移行

- 4 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策
 - 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
 - ア 訪問系サービス

区分		18年度	19年度	20年度	23年度
居宅介護	時間				
重度訪問介護					
行動援護					
重度障害者等包括支援					

イ 日中活動系サービス

区分		18年度	19年度	20年度	23年度
生活介護	人日				
自立訓練（機能訓練）	人日				
自立訓練（生活訓練）	人日				
就労移行支援	人日				
就労継続支援(雇用型)	人日				
就労継続支援（非雇用型）	人日				
療養介護	人				
児童デイサービス	人日				
短期入所	人日				

ウ 居住系サービス

区分		18年度	19年度	20年度	23年度
共同生活援助 共同生活介護	人分				
施設入所支援	人分				

エ 相談支援

区分		18年度	19年度	20年度	23年度
相談支援	人分				

サービス利用計画作成費の対象者数

指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

地域自立支援協議会、サービスの拠点づくり、NPO等の育成、地域ネットワークの強化、地域社会の理解を得るための取組み等

5 地域生活支援事業の実施に関する事項

実施する事業の内容及び各年度における種類ごとの量の見込み

区分	18年度	19年度	20年度
ア 障害者相談支援事業 相談支援事業の実施、地域自立支援協議会の設置等			
イ コミュニケーション支援事業 手話通訳者等の派遣、手話通訳者設置等			
ウ 日常生活用具給付等事業 介護・訓練支援用具等6種の用具の給付・貸与等			
エ 移動支援事業 個別支援型、グループ支援型、車両移送型の実施等			
オ 地域活動支援センター事業 基礎的事業、～型の実施等			
カ その他の事業			

各事業の見込量の確保のための方策

その他実施に必要な事項

6 達成状況の点検及び評価

各年度におけるサービスの見込量などについて達成状況を点検及び評価する方法等を定める。

7 計画の見直しの時期

障害福祉計画については、第1期障害福祉計画に係る必要な見直しを平成20年度末までに行った上で、平成21年度から平成23年度までを期間として作成する。